

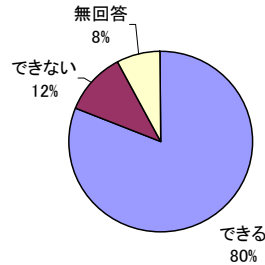
## 専門委員推薦に際しての調査アンケート

平成 21 年 11 月 1 日  
社団法人日本知財学会

(ご意向に関する質問) 必ず御回答ください

専門委員の再度の推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただくことはできますでしょうか？

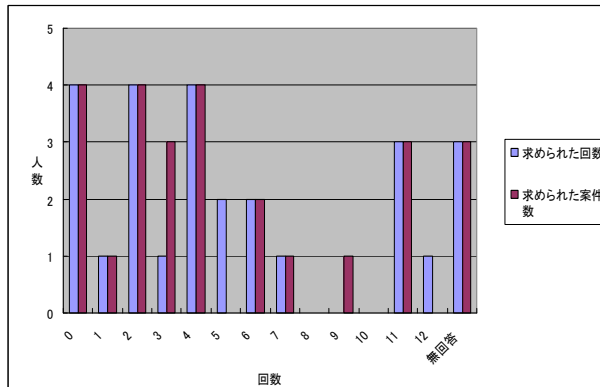
継続の可否	(人数)	(割合)
できる	21	80.8%
できない	3	11.5%
無回答	2	7.7%
総計	26	100.0%



### 1. 専門委員に関する御経験を伺います

1.1 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数(案件数)は幾回(案件数)ですか？

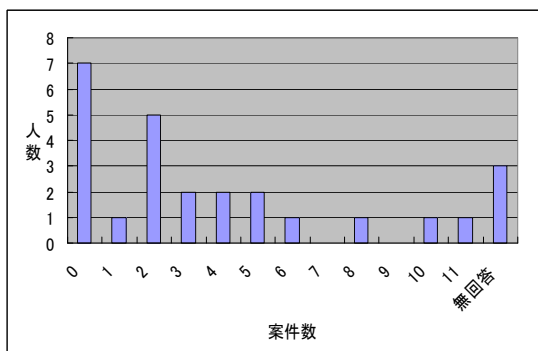
- ・平均回数 4.4 回
- ・平均案件数 4.1 回



	求められた回数	求められた案件数
0回	4	4
1~5回	12	12
6~10回	3	4
11回~	4	3
無回答	3	3

1.2 質問 1.1 のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

- ・平均回数 3 回



件数	(人数)
0件	7
1~5件	12
6~10件	3
11件~	1
無回答	3
総計	26

1.3 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

・平均打ち合わせなど 3.2時間以上（最短1時間、最長12時間）

打合せ時間	(人数)
1～2時間未満	3
2～3時間未満	6
3～4時間未満	2
4～5時間未満	4
5～6時間未満	1
12時間以上	1
総計	17

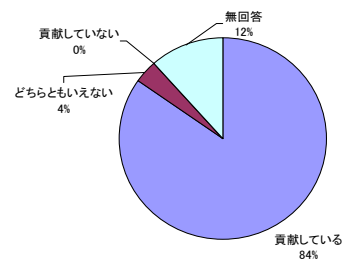
・予備的な調査など 14時間以上（最短1時間、最長48時間）

予備的な調査時間	(人数)
1～10時間未満	4
10～20時間未満	9
20～30時間未満	3
30時間以上	1
総計	17

## 2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

	(人数)	(割合)
貢献している	22	84.6%
どちらともいえない	1	3.8%
貢献していない	0	0.0%
無回答	3	11.5%
総計	26	100.0%



2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？

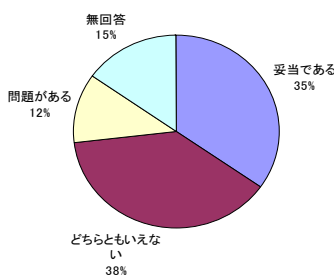
	(人数)	(割合)
1. 正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	20	90.9%
2. 論点整理に役立つ	16	72.7%
3. 訴訟手続きの迅速化に役立つ	8	36.4%
4. 当事者の納得感が増す	8	36.4%
5. その他	1	4.5%

その他であがったご意見

・当事者の主張にとらわれない客観的な見方に触れることができる

## 2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

	(人数)	(割合)
妥当である	9	34.6%
どちらともいえない	10	38.5%
問題がある	3	11.5%
無回答	4	15.4%
総計	26	100.0%



## 2.4 質問 2.3 で、3. 問題がある,とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？ (自由記述)

- ・ 訴訟手続に関与するにあたっては、論点整理、および、整理した論点に沿って提出された技術的な内容を吟味し、また、場合により、自らの不十分、あるいは、不確かさの残っていた技術的理解を深めるためには、事前の下調べに時間を要する。これを考えた場合、支給される報酬は全く釣り合わない。ボランティアなものであると考えられる。産総研においては、報酬があることから、休みを取って、審理に参加をしている。これが、無報酬で、産総研業務の一環であるとする事ができれば、かえってありがたい。また、大学教授職にあった際は、講演などに類するものとして、時間の処理をしていたが、講演の場合は、研究室運営費用に回していた。報酬については、必要とされる専門委員には厚くし、これを必要としない者については辞退できるような形があっても良いのかと思う。
- ・ 裁判所に入る際に手荷物検査を受けなくて済むように、専門委員バッジを作って欲しい
- ・ 実際に依頼を受けて裁判に出席する場合、膨大な資料の下調べと追加調査を行う。私の場合、これにおよそ累計で2日(16時間)程度費やしています。専門委員の報酬にはこの点は考慮されていないように思います。また、訴訟が取り下げになった場合は、裁判は行われず、報酬はまったくありません。私の場合、専門委員は全くのボランティアと考えて取り組んでおります。
- ・ 専門委員の業務を忠実に全うしようとすると多大の準備時間を要するが、その対価がない。

## 2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

### <知財制度の知識>

	(人数)	(割合)
必須	12	46.2%
あったほうがよい	11	42.3%
不要	0	0.0%
無回答	3	11.5%
総計	26	100.0%

### <訴訟手続に関する知識>

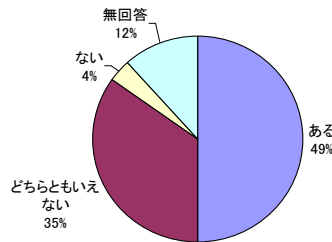
	(人数)	(割合)
必須	1	3.8%
あったほうがよい	18	69.2%
不要	4	15.4%
無回答	3	11.5%
総計	26	100.0%

### <その他必要な知識や素養があれば記載してください>

- ・ 正義の心
- ・ 相手の言うことを理解する能力
- ・ 専門分野以外の技術的常識、特に問題となる時点の国際的標準

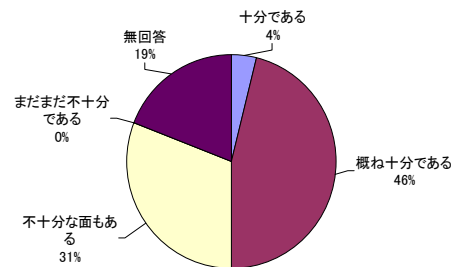
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

	(人数)	(割合)
ある	13	50.0%
どちらともいえない	9	34.6%
ない	1	3.8%
無回答	3	11.5%
総計	26	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか

	(人数)	(割合)
十分である	1	3.8%
概ね十分である	12	46.2%
不十分な面もある	8	30.8%
まだまだ不十分である	0	0.0%
無回答	5	19.2%
総計	26	100.0%



2.8. 質問 2.7 で、3 (不十分な面もある). または 4 (まだまだ不十分) と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか (諸外国の制度については文末の参考を参照してください)。複数回答可

	(人数)	(割合)
ダブルメジャーの裁判官を増員する(理工系出身の法曹資格者を増やすなど)	4	50.0%
調査官制度をさらに充実させる(公募にする、増員する、共同調査の仕組みとするなど)	4	50.0%
技術参審員制度*1を設ける。	3	37.5%
日本版アミカスブリーフ*2を導入する。	1	12.5%
その他(具体的に)	3	37.5%

以上